神戸印刷工株式會社設立趣意書

近代産業組織の缺陷は資本を提供して生産に從事する者と、勞力を提供して生産に從事する者との二階級に分れ、その資本に由り生産に從事せる者は單に工場を監督し、又は外部との取引をなすことの外殆んど何事をもなさず、他手の裡に莫大の利益を收むるに反し勞働に從事せる者は終日其の心身を勞するも辛うじて衣食を支ふるの奇觀を呈すること、是れなり。然も資本家は其の經營費を尠くなしめんため、勞働者に對して出來るだけ勞働時間を長くし賃銀を過少にせんとす。こゝに於て勞働者と資本家とは同一の産業に從事しながら、利害全く相反し、こゝに慘澹たる勞働爭議となつて現はる。此の故に勞働者は自己の地位を擁護し、進んでその改善を圖らんがため萬難を排し勞働組合を組織す。これ吾等が曩に神戸印刷工組合を組織したる所以なり。

斯くの如く一面に於て組合を作りて以て資本家に對抗するは吾等が焦眉の急務たることは云ふを俟たざるが、吾等は更に進んで今日の不合理なる産業組織そのものを改善し以て吾等平素の主張たる産業自治の理想郷を建設することの必要を痛感し、今回本組合員及びその他の同志を以てこゝに神戸印刷工株式會社を設立することゝなれり。而して吾等はこれに依りて左の理想を實現せんと欲するものなり。

その第一は、本社は世間あり勝ちの會社とは其の趣を異にし、株主は印刷工組合員及び印刷業從事員に限定し、社員も職工も凡て株主とし、資本家にして同時に勞働者たるを原則とす。これ即ち産業自治の實現にして、これに依りて吾等は勞働者にも立派に事業を經營し得る能力を示さんとするものなり。

其の二は、吾々は常に勞働時間の短縮を叫び、賃銀の增加を唱へ居れるが、資本家はこれらの主張を以て到底實現し得ざる空理空論なりと貶す。依つて吾等は本會社に於て其の範を示し、以て勞働者が今日の强制勞働、賃銀奴隷より解放せらるゝならば如何に能率を發揮するものなるかを實證し、以て彼等の蒙を啓かんとするものなり。

其の三は、組合員にして勞働爭議の犧牲となり、若しくは其他の事情によりて失業したる場合、一時本社に收容して以て生活難より遁れしめ、就職を容易ならしむる便宜を與へんと欲するものなり。

本社設立の本旨は大體前述の如し。吾等は我國の勞働者が近年著しく覺醒して組合運動日を追ふて熾烈を極むることを衷心より欣ぶものなり。然れども吾等は不幸、寡聞にして勞働者が進んで事業を經營し、産業自治の大理想を如實に具現するが如き建設的方面に活躍せる實例を知らず。宜なる哉、吾等蹇に本社設立の計劃を發表するや、社會の耳目翕然として集まり其の成否を注視するや。

洵に吾等の責任や重且つ大なり。希くば同志の士奮つて本事業に賛同せられんことを。

大正十年九月 日

神戸印刷工株式會社定欵

第壹章 總則

第壹條 當會社ハ神戸印刷工株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、活版印刷業
二、石版印刷業
三、右各項ニ附帶スル一切ノ業務
四、圖書出版業

第參條 當會社ノ資本總額ハ金六萬圓トス

第四條 當會社ハ本店ヲ神戸市ニ置ク尚必要ナル場合ハ支店出張店代理店ヲ便宜ノ地ニ置クコトヲ得

第五條 當會社ノ存立時期ハ設立ノ日ヨリ滿參拾ケ年トス

第六條 當會社ノ公告ハ店頭ニ掲載シテ是レヲ爲ス

第七條 當會社ノ株式ハ神戸印刷工組合員及ビ兵庫縣下ニ於テ印刷業ニ從事スル勞務者及從業員タルコトヲ要ス

第貳章 株式

第八條 當會社ノ株式數ハ壹千貳百ヲシテ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第九條 當會社ノ株券ハ總テ記名式トシ壹株券、五株券、拾株券ノ參種トス

第拾條 株金ノ拂込ハ第壹回ニ金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込金額及ビ時期ハ取締役會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

但シ拂込金額及ビ期日ハ貳週間前ニ各株主ニ通知スベシ

第拾壹條 株金ノ拂込ヲ延滯シタル株主ニハ延滯日數ニ應ジ拂込期限ノ翌日ヨリ起算シ金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ヲ以テ延滯利息ヲ拂ハシメ且ツ延滯ノ爲メ生ジタル諸費用及ビ損害ヲ賠償セシム

第拾貳條 株式ヲ取得シ又ハ株主氏名ヲ變更セントスルトキハ取締役ノ同意ヲ得テ本社所定ノ書式ニ株券ヲ添ヘテ當會社ニ差出シ株主名簿及ビ株券ノ記名變更ヲ求ムル事ヲ要ス前項ノ場合ニ於テ當會社ハ株券書通毎ニ手數料トシテ金壹拾錢ヲ徵收ス

第拾參條 株券ヲ遺失、滅失又ハ毀損シタルトキハ當會社ニ於テ相當ト認ムル保證ヲ以テ其理由ヲ開出デ明カニ株券ノ交附ヲ請求スベシ

但シ遺失、滅失ノ場合ニ於テハ當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ三日間其由ヲ公告シ最終ノ日ヨリ貳ケ月ヲ經テ尚異見セザルトキハ新株ヲ交附ス

前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ株券書通毎ニ手數料トシテ金五拾錢ヲ徵收ス

第拾四條 當會社ハ總會前三十日以内株券名義書換ヲ停止ス

第拾五條 當會社ノ株券ハ如何ナル場合ト雖モ神戸印刷工組合員以外ノモノニ讓渡スルコトヲ得ズ

第拾六條 株主ハ住所及ビ印鑑ヲ當會社ニ屆出ヅル事ヲ要ス而シテ住所ヲ變更シ或ハ改印ヲ爲シタルトキ亦同ジ拂込ヲ爲サザルトキハ株主ガ前項ノ屆出ヲ爲ス

第拾七條 株主總會ハ定時、臨時ノ二種トシ定時總會ハ毎年一回ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク

第拾八條 株主總會議長ハ社長トス社長事故アルトキハ取締役ヨリ互選ス取締役事故アル場合ハ出席株主中ヨリ選擧ス

第拾九條 株主議決權ハ壹株毎ニ壹箇トス

但シ拾壹株以上所有スル株主タリトモ議決權ハ拾株ヲ以テ限度トス

第貳拾條 株主ガ其議決權ヲ代理セシムルハ當會社ノ株主ニ限ル

第貳拾壹條 株主總會ノ議長ハ會議ヲ延長シ會場ヲ移轉スル事ヲ得

第貳拾貳條 總會ノ決議ハ商法ノ規定ニヨル可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス其決議錄ニハ議長及ビ出席株主ノ記名以上連署捺印ノ上當會社ニ保存ス

第貳拾參條 取締役及ビ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 役員

第貳拾四條 當會社ノ役員ハ取締役五名以内監査役參名以内トス

第貳拾五條 取締役監査役ハ株主タル以上ノ株式ヲ有スル株主中ヨリ之ヲ選擧ス

第貳拾六條 取締役ハ自己ノ所有スル當會社株式五株ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス該株券ハ取締役退任後其期ノ計算ニ付株主總會ノ承認ヲ經ル迄之ガ還付ヲ受クルコトヲ得ズ

第貳拾七條 取締役ノ任期ハ三ケ年監査役ノ任期ハ二ケ年トス

第貳拾八條 取締役及ビ監査役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス若シ同數ナル時ハ抽籤ニヨリ之ヲ定ム

第貳拾九條 取締役及ビ監査役ニ缺員ヲ生ジタルトキハ補欠選擧ヲ行フ

一、補欠選擧ニヨリ就任シタル取締役及ビ監査役ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

二、取締役監査役ニ缺員ヲ生ジタルモ法定ノ員數ニ缺ヲルコトナキトキハ改選期迄之ヲ行ハザルコトヲ得

第貳拾條 社長一名專務取締役一名ハ株主總會ニ於テ選擧ス

第貳拾壹條 社長ハ會社ヲ代表ス

第貳拾貳條 取締役ニ於テ必要ト認ムルトキハ顧問相談役ヲ置クコトヲ得

但シ報酬ハ株主總會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第五章 計算

第貳拾參條 當會社ハ毎年十月十日決算期トシ毎期間ノ總益金ヨリ一切ノ經費ヲ控除シ其殘額ヲ純益金トシ左ノ各項ニヨリ株主總會ノ決議ニ從ツテ分配ス

一、法定積立金 百分ノ五
一、以上
一、役員賞與金
一、株主配當金
一、後期繰越金

第貳拾四條 配當金支拂請求ヲナシ得ベキ日ヨリ滿五ケ年間其請求ヲ爲サザルトキハ會社ノ所得トス

附則

第參拾五條 當會社ハ初期ノ決算ニ限リ都合ニヨリ次期ト併合スル事ヲ得

第參拾六條 發起人ノ氏名住所（省略）

神戸東支部茶話會

今春役員會で可決されその後發起人の手で定款目論見書趣意書等の作成に力を盡し居りしも夏季業界不振の引續き減開されつゝあり尚ほ勞働爭議の進行を阻止され居りしも爭議も一段落付つゝ今や業界の繁忙季を目前に控へ此際急速に事業計畫を開始して發起人の深甚なる努力に高聲唱和し本日茶話會を開き盛況を呈し遂に成立を見たり

神戸印刷工株式會社

神戸短信欄

◇神戸印刷所 大村民合株去廿三日午後一時より同所にて開業式を挙行せり

◇神戸印刷所 藤原超二氏前號に危篤の旨を報じ置きましたが本月二日死去別紙の如く訃報に接